

成田メール

住民票や戸籍謄本など 郵便局で申請できます

市内の郵便局から、住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。これは「成田メール」という制度で、請求できるものは左表のとおりです。

請求できるもの	住民票	戸籍の謄本・抄本
請求できる人	本人か本人と同一世帯の人	本人か本人と同一戸籍の人
手数料(1通)	300円	450円

印鑑登録証明書や除籍謄本などは請求できません。また、土・日曜日、祝日、年末年始はご利用できません。

手続きの方法

- ① 印鑑を持って市内の郵便局へ
 - ② 郵便局に置いてある「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要な事項を書いて切手を貼る
 - ③ 手数料として郵便局の定額小為替が必要な金額分だけ購入し、同封して投函とうかん
 - ④ 申請のあった書類を市民課で作成し、同封の返信用封筒で自宅へ返送
- ※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

千葉県最低賃金・産業別最低賃金

県内すべての労働者に適用されています

県内すべての事業所で働く労働者(パート・アルバイトを含む)に適用される「千葉県最低賃金」および特定の業種の事業所で働く労働

千葉県最低賃金		687円
産業別最低賃金	調味料製造業	775円
	鉄鋼業	806円
	一般機械器具製造業	794円
	電子機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	791円
	精密機械器具製造業	776円
	各種商品小売業	756円
	自動車(新車)小売業	786円

者に適用される「産業別最低賃金」は左表のとおりです。
この最低賃金額には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・賞与・時間外手当・深夜手当などは含まれません。
※くわしくは千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-2221-2328)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

廃棄物処理施設設置許可申請

関係図書を
縦覧します

県では、株式会社エコネット成田が成田市新泉1番地1に計画している一般廃棄物および産業廃棄物中間処理施設に関する施設設置許可申請書などを次のとおり縦覧します。

これに対し意見のある人は、意見書を提出することができます。
期間 8月3日(金)～9月3日(月)

時間 午前9時～午後5時

場所 県廃棄物指導課(県庁本庁舎4階)、北総県民センター(印旛合同庁舎内・佐倉市)、市クリーン推進課(市役所2階・一般廃棄物のみ)・市環境対策課(市役所2階・産業廃棄物のみ)
関係図書 一般廃棄物および産業廃棄物処理施設設置許可申請書、生活環境影響調査書

意見書の提出期間 9月4日(火)～17日(月・祝)(郵送の場合は当日消印有効)

意見書の提出先 県廃棄物指導課 産業廃棄物指導室(〒260・

8月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
8月6日(月)	並木町(成瀬台・野沢台・大久保台)地区	午後11時～
8月7日(火)	並木町(日本松)地区、不動ヶ岡地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

8667 千葉市中央区市場町1-1)
※くわしくは県廃棄物指導課産業廃棄物指導室(☎043-223-2655)または市クリーン推進課(☎20-1530)、市環境対策課(☎20-1532)へ。

便利で簡単な 自動交付機で

自動交付機を利用するための専用カードには、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。

自動交付機の設置場所と稼働時間

- 市役所1階市民課前：平日の午前8時30分～午後5時
 - 三里塚コミュニティセンター：火～日曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時
- 成田市に住民登録している人および外国人登録している人

専用カードの申請ができる人

(外国人登録している人は印鑑登録証明書のみ)

- 15歳以上の入
- 成年被後見人でない人

専用カードの申請方法

次のものを持参して、申請者本人が手続きしてください(代理人による申請はできません)

- 暗証番号(4桁の数字)
- 官公署発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)または成田市に印鑑登録をしている人の保証書(保証人の登録印の押印と登録番号、住所、氏名が記載されたもの)

市長日誌

(7月1日～15日)

- | | |
|-----|--|
| 1日 | 千葉県消防協会印旛支部消防操
法大会
千葉県B&Gスポーツ大会(水泳・
剣道の部)開会式
加良部祭り |
| 2日 | 社会を明るくする運動出発式・
街頭啓発
サンプル/市友好訪問団表敬訪問
印旛沼水質保全協議会総会
成田市防火協会総会 |
| 3日 | 成田POPラン大会実行委員会 |
| 5日 | ISO14001経営層研修 |
| 7日 | 遠山蘭の会総会 |
| 8日 | 成田空港周辺地域親睦スポーツ
大会(小学生サッカーの部)
成田祇園祭総引き・総見 |
| 9日 | 航空機騒音評価法の改善要望(環
境省) |
| 10日 | 成田市献血推進協議会総会
新勝寺・成田市懇談会
(仮称)公津の杜複合施設整備に
かかる説明会 |
| 12日 | 原水爆禁止国民平和行大行進
成田赤十字病院運営協議会 |
| 13日 | 成田市建設工事表彰式
成田線(我孫子～成田間)複線化
促進期成会総会 |



成田祇園祭で総踊りを
観覧する小泉市長

8月1日は水の日

水は貴重な 資源です

夏は水の使用量が最も多くなる季節です。

水について関心を高め、理解を深めてもらおうと、8月1日が「水の日」に定められました。

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使用するときは節水を中心、限りある資源を大切にしましょう。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-00269)へ。

千葉県市町村交通災害共済

申し込みは 8月15日から

交通災害共済制度とは、県市町村総合事務組合と市町村が運営主体となり、共済加入者が交通事故により被災した場合に見舞金を支給する制度です。

市では、8月15日(水)から千葉県市町村交通災害共済制度への加入申し込みについて、次のとおり受け付けします。

会員の資格

- ① 成田市に住民登録をしている人

または外国人登録をしている人
② 市外に在住で、①の扶養を受けている人

受付場所：交通防犯課(市役所4階)、下総・大栄支所生活環境課(いずれも平日午前8時30分～午後5時30分)

〔8月31日までに申し込んだ人〕
共済期間：9月1日～平成20年8月31日

会費：700円
〔9月1日以降に申し込んだ人〕
共済期間：申込日の翌日～平成20年8月31日

会費：加入月によって700円～1000円
※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ搬入を委託するなど適正な処理をお願いします。

成田地区の事業所は
分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用

処理方法
○ごみ処理施設へ自己搬入する場合
「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場

「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場

(☎36・1689)

「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」…リサイクルプラザ(☎36・1000)
○許可業者に処理を委託する場合
合：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

下総・大栄地区の事業所は
分別方法Ⅱ「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法
○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布)
「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」…伊地山クリーンセンター(☎0478・5912148)

「ペットボトル」…直接搬入できます。リサイクルを促進するため、許可業者に委託してください

○許可業者に処理を委託する場合
合：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託

産業廃棄物の処理は
産業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は原則として市では処理できません。

事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。

詳細については北総県民センター 地域環境保全課(☎043・483・1138)または県資源循環推進課事業推進室(☎043・223・2656)へお問い合わせください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

選挙管理委員会

委員長に古矢高志氏

選挙管理委員の任期満了に伴い、市議会の選挙により新選挙管理委員が選出されました。委員は、古矢高志氏、鶴田成孝氏、小山英子氏、戸村佳資氏の4人で、任期は平成19年7月7日～23年7月6日(4年間)です。委員長には古矢高志氏が選ばれました。

※くわしくは選挙管理委員会(☎22・1111 内線3152)へ。

使用済み自動車

適切な処分をお願いします

道路などに放置された自動車は通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄さ

れるなど、生活環境の悪化も生じさせています。このような状況を改善するため、市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により放置自動車の調査を行い、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。使用済みとなった自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分す

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

新潟県中越沖地震災害義援金

市では、7月16日に新潟県中越沖で発生した地震の被災者・被災地への義援金を次のとおり受け付けています。皆様のご協力をお願いします。

- 受付窓口
社会福祉課(市役所議会議棟1階)、社会福祉協議会(保健福祉館)
- 義援金箱設置場所
市役所玄関ホール・議会棟1階、保健福祉館、各公民館(中央・成田・橋賀台・玉造・久住・豊住・八生・公津・中郷・加良部・遠山・下総・大栄)、美郷台地区会館、卸売市場事務所、市立図書館、三里塚コミュニティセンター、下総支所、大栄支所
- 郵便振替
受付期間=平成20年1月16日(水)まで
口座番号=「00510-5-26」
口座名義=「日本赤十字社新潟県支部」
通信欄に「新潟中越沖地震」と書いてください(受領書を希望する場合は「受領書希望」も)。送金手数料は無料(窓口のみ)。
※くわしくは社会福祉課(☎20-1536)または社会福祉協議会(☎27-7755)へ。